

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成23年2月25日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：15件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	タービン建屋換気空調系給気ファン用給気加熱器真空破壊弁にシートリークが認められたため、当該弁を点検・修理	GⅢ	
2	1号機	廃棄物処理建屋換気空調系の空調機用加熱蒸気供給圧力指示計に指示値不良（ドリフト）が認められたため、当該圧力指示計を点検・修理	GⅢ	
3	2号機	所内ボイラ設備ドレン移送ポンプ（B）の点検において、カップリング側軸受のシャフトスリーブ外径及び反カップリング側軸受のケース内径とシャフトスリーブ外径に摩耗が認められたため、当該部品を交換	GⅢ	
4	4号機	取水設備スクリーン洗浄装置洗浄水ストレーナの点検において、排水配管の内面ライニング部に劣化が認められたため、当該配管を修理	GⅢ	
5	4号機	主低圧タービン（A）ノズルダイヤフラム（上半）の浸透探傷検査において、指示模様が認められたため、当該部を修理	GⅢ	
6	5号機	取水設備スクリーン洗浄装置洗浄水ポンプ（B～E）出口逆止弁（4台）の点検において、同弁の内面ライニング部に剥離が認められたため、当該弁を点検・修理	GⅢ	
7	5号機	主復水器細管洗浄装置ボール回収器ボール吸出弁の点検において、同弁の配管フランジ面に腐食が認められたため、当該部を修理	GⅢ	
8	5号機	周辺放射線監視システムにおいて、5・6号機主排気筒モニタに「データ異常」を示す警報が発生し、約20分後に復帰するまでの間、同モニタ系の伝送停止により同システムの主排気筒モニタのデータが欠落した。原因調査後、対応検討 なお、当該データの記録計に影響なし	GⅢ	
9	5号機	制御棒位置指示系の制御棒位置印字装置に表示不良が認められたため、当該印字装置を点検・修理	GⅢ	
10	6号機	定期事業者検査「気体廃棄物処理系容器検査（環1）」の検査要領書において、誤記が認められたため、原因調査後、対応検討	GⅢ	
11	6号機	残留熱除去海水系ポンプ（B）駆動用電動機冷却水配管のストレーナに詰まりが認められたため、当該ストレーナを清掃	対象外	
12	6号機	残留熱除去海水系ポンプ（D）駆動用電動機冷却水配管のストレーナ（302D）に詰まりが認められたため、当該ストレーナを清掃	対象外	
13	集中環境施設	洗濯廃液濃縮処理系温水タンク補給水入口レベル調節弁のグランド部に水のにじみが認められたため、当該グランド部を点検・修理	GⅢ	
14	集中環境施設	薬液供給系苛性ソーダポンプの出口圧力指示計に指示不良（スティック）が認められたため、当該圧力指示計を点検・修理	GⅢ	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
15	その他	<p>環境放射線監視システムにおいて、「CPU（A系）異常」の警報が発生したため、同B系への切替え操作を行った際、「伝送データ異常」の警報が発生し、緊急時対応情報表示システムへの1～6号機放水口放射線モニタ測定データの伝送停止事象（約20分間）が発生した。原因調査後、対応検討 なお、放水口放射線モニタの機能に影響なし</p>	GⅢ	